

(令和2年12月2日提出)

令和2年12月議会定例会議案

新 潟 市

令和2年12月議会定例会議案

目 次

議案第103号	令和2年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第104号	令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	10
議案第105号	令和2年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	13
議案第106号	令和2年度新潟市介護保険事業会計補正予算	16
議案第107号	令和2年度新潟市下水道事業会計補正予算	19
議案第108号	令和2年度新潟市水道事業会計補正予算	21
議案第109号	令和2年度新潟市病院事業会計補正予算	23
議案第110号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について	24
議案第111号	新潟市立小学校条例の一部改正について	25
議案第112号	新潟市体育施設条例の一部改正について	26
議案第113号	新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正について	27
議案第114号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	30
議案第115号	新潟市道路占用料条例の一部改正について	32
議案第116号	新潟市火災予防条例の一部改正について	37
議案第117号	町(字)の区域及び名称の変更について	39
議案第118号	町(字)の区域及び名称の変更について	56
議案第119号	人事委員会委員の選任について	68
議案第120号	当せん金付証票の発売について	69
議案第121号	財産の取得について	70
議案第122号	契約の変更について	71
議案第123号	指定管理者の指定について	72
議案第124号	指定管理者の指定について	73

議案第125号	指定管理者の指定について	75
議案第126号	指定管理者の指定について	77
議案第127号	指定管理者の指定について	78
議案第128号	指定管理者の指定について	79
議案第129号	指定管理者の指定について	80
議案第130号	指定管理者の指定について	81
議案第131号	指定管理者の指定について	82
議案第132号	指定管理者の指定について	83
議案第133号	指定管理者の指定について	84
議案第134号	指定管理者の指定について	85
議案第135号	指定管理者の指定について	86
議案第136号	指定管理者の指定について	87
議案第137号	指定管理者の指定について	88
議案第138号	指定管理者の指定について	89
議案第139号	指定管理者の指定について	90
議案第140号	指定管理者の指定について	91
議案第141号	指定管理者の指定について	92
議案第142号	指定管理者の指定について	93
議案第143号	指定管理者の指定について	94
議案第144号	指定管理者の指定について	95
議案第145号	指定管理者の指定について	96
議案第146号	指定管理者の指定について	97
議案第147号	指定管理者の指定について	98
議案第148号	指定管理者の指定について	99
議案第149号	指定管理者の指定について	100
議案第150号	指定管理者の指定について	101

議案第151号	指定管理者の指定について	102
議案第152号	指定管理者の指定について	103
議案第153号	指定管理者の指定について	104
議案第154号	指定管理者の指定について	107
議案第155号	指定管理者の指定について	111
議案第156号	指定管理者の指定について	112
議案第157号	指定管理者の指定について	113
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	114

議案第103号

令和2年度新潟市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度新潟市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,173,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,593,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		134,924,193	△ 1,430,520	133,493,673
	1 市民税	65,497,861	△ 1,172,129	64,325,732
	4 市たばこ税	5,094,375	△ 258,391	4,835,984
14 地方交付税		57,932,557	1,184,540	59,117,097
	1 地方交付税	57,932,557	1,184,540	59,117,097
19 国庫支出金		158,989,581	1,207,262	160,196,843
	2 国庫補助金	107,130,231	1,207,262	108,337,493
20 県支出金		20,837,651	33,300	20,870,951
	2 県補助金	5,409,181	33,300	5,442,481
22 寄附金		456,000	105,000	561,000
	1 寄附金	456,000	105,000	561,000
23 繰入金		1,982,976	△ 911,250	1,071,726
	1 基金繰入金	1,982,976	△ 911,250	1,071,726
24 繰越金		84,273	1,324,422	1,408,695
	1 繰越金	84,273	1,324,422	1,408,695
26 市債		47,265,200	3,660,500	50,925,700
	1 市債	47,265,200	3,660,500	50,925,700
歳 入	合 計	486,420,358	5,173,254	491,593,612

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		992,615	△ 4,699	987,916
	1 議会費	992,615	△ 4,699	987,916
2 総務費		123,078,918	381,317	123,460,235
	1 総務管理費	118,860,987	275,056	119,136,043
	2 徴税費	2,776,008	56,794	2,832,802
	3 戸籍住民基本台帳費	656,121	55,549	711,670
	4 選挙費	89,756	△ 17,197	72,559
	5 統計調査費	406,574	22,108	428,682
	6 人事委員会費	101,702	△ 630	101,072
	7 監査委員費	187,770	△ 10,363	177,407
3 民生費		124,777,882	1,419,014	126,196,896
	1 社会福祉費	11,468,825	36,083	11,504,908
	2 児童福祉費	46,116,098	1,205,168	47,321,266
	3 障がい福祉費	22,826,846	126,279	22,953,125
	4 生活保護費	17,432,842	△ 1,573	17,431,269
	5 老人福祉費	26,882,211	48,426	26,930,637
	6 国民年金費	51,060	4,631	55,691
4 衛生費		26,978,141	408,793	27,386,934
	1 保健衛生費	16,060,740	100,464	16,161,204
	2 清掃費	10,917,401	308,329	11,225,730
5 労働費		1,741,448	△ 71,806	1,669,642
	1 労働諸費	1,741,448	△ 71,806	1,669,642
6 農林水産業費		6,567,921	9,590	6,577,511

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	3,305,472	8,726	3,314,198
	2 農地費	2,863,026	△ 380	2,862,646
	3 水産業費	399,423	1,244	400,667
7 商工費		17,324,074	△ 62,148	17,261,926
	1 商業費	15,537,342	△ 62,165	15,475,177
	2 工業費	1,786,732	17	1,786,749
8 土木費		59,431,527	2,879,749	62,311,276
	2 道路橋りょう費	23,921,544	326,823	24,248,367
	3 港湾空港費	416,304	2,564	418,868
	4 都市計画費	27,499,724	△ 28,981	27,470,743
	5 公園緑地費	2,871,898	△ 1,945	2,869,953
	7 建築費	2,569,361	2,588,124	5,157,485
	8 住宅費	1,586,119	△ 6,836	1,579,283
9 消防費		10,658,876	△ 98,118	10,560,758
	1 消防費	10,658,876	△ 98,118	10,560,758
10 教育費		61,057,056	311,562	61,368,618
	1 教育総務費	8,943,770	△ 9,449	8,934,321
	2 小学校費	27,425,775	△ 13,550	27,412,225
	3 中学校費	15,510,998	95,035	15,606,033
	4 高等学校費	1,559,908	△ 31,862	1,528,046
	5 幼稚園費	544,384	△ 15,322	529,062
	6 特別支援学校費	1,564,254	80,855	1,645,109
	7 生涯学習費	2,800,924	29,162	2,830,086
	8 保健給食費	2,707,043	176,693	2,883,736
歳	出	合	計	
		486,420,358	5,173,254	491,593,612

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧礎保育園解体事業	31,000
		旧新関地区集会所解体事業	13,000
3 民生費	2 児童福祉費	新通ひまわりクラブ第2・3解体事業	18,200
		ひまわりクラブ整備事業	12,900
		旧中之口東ひまわりクラブ解体事業	23,000
		旧めぐみ保育園解体事業	21,000
		児童手当システム改修事業	10,500
	3 障がい福祉費	障がい福祉サービスシステム改修事業	11,800
	5 老人福祉費	旧高齢者生きがいルーム寿楽解体事業	8,000
4 衛生費	1 保健衛生費	秋葉区新津健康センター改修事業	96,000
		青山斎場改修事業	51,000
	2 清掃費	清掃センター修繕事業	310,000
7 商工費	1 商業費	事業承継支援事業	10,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう工事平準化事業	317,300
	4 都市計画費	(仮称)上所駅整備事業	92,400
	7 建築費	公共建築物特定天井安全対策事業	570,000
10 教育費	2 小学校費	学校教育施設修繕事業	37,100
		旧太田小学校屋内体育館・プール解体事業	85,000
	3 中学校費	学校教育施設修繕事業	30,300
	7 生涯学習費	旧かたひがし生活体験館解体事業	33,000
	8 保健給食費	学校教育施設修繕事業	140,500

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	7 建築費	公共建築物保全適正化推進事業	200,000	2,200,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバーカード交付予約センター 運営事業	令和 3年度	111,000
DV等支援対象者情報連携システム 改修事業	令和 3年度	90,000
道路橋りょう工事平準化事業	令和 3年度	1,074,000
I C T支援員配置事業	令和 3年度	96,000

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公民館整備事業費	9,200	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であつて も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。
減収補填費	536,900			
林道施設災害復旧事業費	300			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法
斎場整備事業費	97,800	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は 2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	136,000	普通 貸借 又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	年5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は 2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。
道路橋りょう整備事業費	11,575,900				11,859,500			
公共建築物保全適正化 推進事業費	1,635,300				3,660,800			
小学校大規模改造事業費	100,300				128,000			
中学校大規模改造事業費	67,800				90,500			
給食センター建設事業費	40,200				145,200			
臨時財政対策費	21,632,000				22,243,400			

議案第104号

令和2年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第6号）

令和2年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,580,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		6,102,521	△ 8,206	6,094,315
	1 他会計繰入金	5,867,525	40,015	5,907,540
	2 基金繰入金	234,996	△ 48,221	186,775
9 繰越金		1	235,970	235,971
	1 繰越金	1	235,970	235,971
歳 入	合 計	75,352,647	227,764	75,580,411

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,361,322	△ 8,206	1,353,116
	1 総務管理費	1,359,876	△ 8,206	1,351,670
6 諸支出金		240,520	235,970	476,490
	1 償還金及び還付加算金	240,520	235,970	476,490
歳 出	合 計	75,352,647	227,764	75,580,411

議案第 105 号

令和 2 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,470 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,508,322 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		624,939	3,470	628,409
	1 他会計繰入金	584,350	1,041	585,391
	2 基金繰入金	40,589	2,429	43,018
歳入	合計	1,504,852	3,470	1,508,322

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		614,398	3,470	617,868
	1 市場費	614,398	3,470	617,868
歳 出 合 計		1,504,852	3,470	1,508,322

議案第106号

令和2年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第5号）

令和2年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,118,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,926,946	22,194	13,949,140
	1 一般会計繰入金	13,093,785	22,194	13,115,979
歳入	合計	84,096,637	22,194	84,118,831

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,899,549	22,810	1,922,359
	1 総務管理費	1,370,797	22,988	1,393,785
	3 介護認定調査・審査会費	427,908	△ 178	427,730
3 地域支援事業費		4,031,908	△ 616	4,031,292
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,447,617	570	2,448,187
	2 一般介護予防事業費	107,718	7	107,725
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,469,980	△ 1,193	1,468,787
歳 出	合 計	84,096,637	22,194	84,118,831

議案第107号

令和2年度新潟市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	32,702,270	△25,966	32,676,304
第1項 営業収益	22,315,298	△25,966	22,289,332

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	31,304,022	24,576 △70,843	31,257,755
第1項 営業費用	26,315,932	24,576 △70,843	26,269,665

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,965,086千円は,」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,981,387千円は,」に,「及び当年度利益剰余金処分数額520,495千円」を「及び当年度利益剰余金処分数額536,796千円」に改め,資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	36,712,687	36,447 △20,146	36,728,988
第1項 建設改良費	15,270,883	36,447 △20,146	15,287,184

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,503,704	1,473,138

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「13,728,039千円」を「13,702,073千円」に改める。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

議案第108号

令和2年度新潟市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,790,659	31,445 △82,820	15,739,284
第1項 営業費用	14,547,044	31,445 △82,820	14,495,669

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,863,823千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,839,881千円は、」に、「,当年度損益勘定留保資金5,039,576千円」を「,当年度損益勘定留保資金5,004,641千円」に、「及び建設改良積立金2,093,731千円で」を「及び建設改良積立金2,104,724千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	12,252,294	△23,942	12,228,352
第1項 建設改良費	9,123,663	△23,942	9,099,721

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,865,720	2,789,383

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

議案第109号

令和2年度新潟市病院事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和2年度新潟市病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	26,595,581	87,234 △1,136	26,681,679
第1項 医業費用	25,614,652	87,234	25,701,886
第3項 附帯事業費用	50,837	△1,136	49,701

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（1）職員給与費	12,123,203	12,202,941

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 110 号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 12 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 16 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新潟市シルバーピア石山の項中「，調理実習室」を削る。

別表第 4 のうち 5 の表第 1 和室の項中「第 1 和室」を「第 3 会議室」に改め，同表第 2 和室の項中「第 2 和室」を「和室」に改め，同表調理実習室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

2 新潟市シルバーピア石山の第 3 会議室及び和室にかかる行為のうち，次に掲げる行為については，この条例の施行前においても，改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

（1） 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し

（2） 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為

（3） 利用者が行う利用の取止めの申出

（4） 前 3 号に関し必要な手続

（5） 前各号に定めるもののほか，利用に関し必要な行為

議案第 1 1 1 号

新潟市立小学校条例の一部改正について

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例

新潟市立小学校条例(昭和 3 9 年新潟市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

別表新潟市立潟東小学校の項中「新潟市西蒲区今井 1 0 3 1 番地」を「新潟市西蒲区三方 2 5 0 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 2 号

新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 3 9 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の表新潟市小針野球場の項を削る。

別表第 2 の 2 中（3 8）の表を削り，（3 9）の表を（3 8）の表とし，（4 0）の表から（5 2）の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 3 新潟市小針野球場の項を削る。

附 則

この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 3 号

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正について

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 4 年新潟市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(新潟市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 新潟市介護保険条例（平成 1 2 年新潟市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(新潟市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第 3 条 新潟市公共下水道事業受益者分担金条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 0 号）の一

部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（新潟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 新潟市後期高齢者医療に関する条例（平成20年新潟市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（新潟市浄化槽事業条例の一部改正）

第5条 新潟市浄化槽事業条例（平成22年新潟市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第5項の規定，第2条の規定による改正後の新潟市介護保険条例附則第7条の規定，第3条の規定による改正後の新潟市公共下水道事業受益者分担金条例附則第4項の規定，第4条の規定による改正後の新潟市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定及び第5条の規定による改正後の新潟市浄化槽事業条例附則第2項の規定は，令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。

議案第 1 1 4 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項の金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 3 号中「地方税法第 3 1 4

条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第4項中「地方税法第313条第3項」との次に「、110万円」とあるのは「125万円」とを加える。

附則第6項中「特定基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第17条第1項及び附則第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第6項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 1 1 5 号

新潟市道路占用料条例の一部改正について

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例

新潟市道路占用料条例（昭和 4 7 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

4 8 0	5 5 0
7 4 0	8 4 0
1, 0 0 0	1, 1 0 0
4 3 0	4 9 0
6 9 0	7 8 0
9 5 0	1, 1 0 0
4 3	4 9
4	5
3	3
4 2 0	4 8 0
2 6 0	2 9 0
8 6 0	9 7 0
3 6 0	4 1 0
1, 9 0 0	2, 0 0 0
8 6 0	9 7 0

1 8
2 6
3 9
5 2
7 8
1 0 0
1 8 0
2 6 0
5 2 0
8 6 0
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
9 7 0
5 8 0
8 6 0
1 9
1 9 0
1 9 0
1, 9 0 0
6 9 0

2 0
2 9
4 4
5 8
8 8
1 2 0
2 0 0
2 9 0
5 8 0
9 7 0
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
9 9 0
6 0 0
9 7 0
2 0
2 0 0
2 0 0
2, 0 0 0
7 8 0

19
190
19
190
1,900
970
860
Aに0.034を 乗じて得た額
190
86
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.017を

を

20
200
20
200
2,000
990
970
Aに0.033を 乗じて得た額
200
97
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.016を

に改める。

乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額

乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の新潟市道路占用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料の額について適用し、施行日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の許可又は同法第35条の同意を受けた場合における施行日以後に引き続く占用に係る占用料の額は、前項の規定により適用することとされる新条例の規定により徴収すべき占用料の額が当該占用料を徴収する年度（以下「徴収年度」という。）の前年度に賦課した占用料の額（徴収年度の前年度の占用期間が徴収年度の占用期間と異なる場合は、徴収年度の前年度の占用期間が徴収年度の占用期間と同一であるものとしたときに賦課すべきこととなる徴収年度の前年度の占用料の額）に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、同項の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

議案第 116 号

新潟市火災予防条例の一部改正について

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 37 年新潟市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 49 条第 10 号」を「第 49 条第 11 号」に改める。

第 15 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 12 号において同じ。）をいう」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ中「及び異常な高温となつた場合における急速充電設備を自動的に停止させる措置」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

第 15 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次の構造とし、又は次の措置を講ずること。

ア 当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造

イ 当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又

は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第15条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

第49条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 1 1 7 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
福島	浦谷地	2 9 8、2 9 9	福島
道上	外原	3 の一部、3 4 の一部、3 5、3 6、3 7 の 1、 3 7 の 2 の一部、5 9 の 1 の一部、5 9 の 5	
河間	潟向	1 0 0 1 から 1 0 0 6 まで、1 0 0 7 の 1、 1 0 0 7 の 3、1 0 0 7 の 4、1 0 0 8、1 0 0 9、 1 0 1 0 の 1、1 0 1 0 の 2、 1 0 1 1 の 1 から 1 0 1 1 の 3 まで、1 0 1 2 の 1、 1 0 1 2 の 2、1 0 1 3 の一部、1 0 1 4 の一部、 1 0 1 5 の 1 から 1 0 1 5 の 3 まで、 1 0 1 6 から 1 0 2 0 まで、1 0 2 1 の 1、 1 0 2 1 の 2、1 0 2 2 の 2、1 0 2 2 の 3、 1 0 2 3 から 1 0 2 6 まで、 1 0 2 9 の 1、1 0 2 9 の 2、	河間

		1030から1034まで、1035の1	
道上	下新田	5327から5331までの各一部、 5332の1の一部、5332の2の一部	
福島	浦谷地	295の1、295の2、296の1、296の2、 297の2、297の4	道上
	下新田	1254の2、1254の4、 1255の1から1255の4まで、1256の1、 1256の2、1257の1、1257の2、 1258の1、1258の2、1259の1、 1259の2、1260	
河間	潟向	1013の一部、1014の一部	
道上	外原	2の2、2の3、3の一部、34の一部、 37の2の一部、38、39、56の1、58の1、 59の1の一部、60の1、61の1、62の1、 63の1、64の1、75、85から88まで、90、 92の1、94の1、95の1、96の1、97の1、 98、100の1、101、105、107の1、 107の2、120の1、120の4、122の1、 124の1、126の1、128の1、130の1、 131の1、132から137まで、138の2、 139の1、139の2、141から143まで、 145、147から149まで、151の1、 151の2、152の1、153の1、154の1、 155の3、156の1から156の3まで、 157の1、158の1、160、162の1、	

	162の2、163の1、163の2
仲作	164の1、164の6、165の1、165の2、 166の1、166の2、193の5、201、 203、205から210まで、214の1、 214の2、216、217、219、221、 223、225から228まで、237、238、 239の1、241の1、243の1、245の1、 245の4、247の1、247の4、249の1、 250の3から250の11まで、250の24、 251の1、251の2、252、253の1、 253の2、254の1、254の2、 255から260まで、265、276、278、 279、280の1、280の2、281の1、 281の2、282、283の1、283の2、 286の1から286の3まで、287の1、 288の1、288の2、 289の1から289の3まで、290の1、 291の1、292の1、299、300の2、 301、303、305の1、306の2、 307の1から307の4まで、308の1、 309の1、309の3、310の1、310の2、 311、313の1、313の2、315の1、 315の2、316、317、319
千莉	326、327、330の1、331から334まで、 336、339の1、339の2、340の1、

340の3、341、342の1、342の2、
343の1、343の2、344、345、
346の2、347の1、347の2、348、
350から353まで、385の1、407、415、
419から421まで、423、426の1、
426の2、428の1、428の2、429、
430の1、430の2、431の1、431の2、
432、433、434の2、435の1、
435の2、437、439、441、451の1、
451の2、452、453、454の1、
454の2、455の1、455の2、457、
458の1、458の2、
459の1から459の3まで、460の1、
461の1、462の1、462の2、
463の1から463の3まで、464、466、
468、482、483の2、484、486の1、
487の1から487の3まで、
488の1から488の3まで、489、490の1、
491の1、492の1、492の3、493の1、
493の2、494、495の1、495の5、
496の1、496の3、498、500、502、
508の1、510の1、511の1、511の2、
512の1、512の3、514の1、514の2、
518の1、518の2、521、522の1、
522の2、534の1、534の2、535、

	537、538の1、538の2、539の1、 539の2、540から544まで
八幡浦	573の1、574の1、574の3、574の4、 575の2、577、580、584、596の1、 601の1、602の1、603、 605から608まで、610、612、613、 615の1、616の1、618の1、 618の4、619、620の1、621、623、 637、639、641、643、644、 646から652まで、654、656、658、 660、662、664から667まで、669、 671、672の1、673、674の1、 674の2、683から687まで、689、 704から708まで、710、712、714、 716、718から720まで、721の1、 721の2、722の1、722の2、723の1、 723の2、724の1、724の2、725の1、 725の2、727の1、727の2、728の1、 728の2、729の1、729の2、731の1、 731の2、733の1、733の2、734の1、 734の2、735の1から735の4まで、 737の1、737の2、739の1、739の3、 1151
仲歩切	759の2、762の1、762の2、764の1、 764の3、766の1、766の2、

	<p>768から776まで、777の1、777の2、 779の1、779の2、781の1、781の2、 782の1、782の2、783の1、783の2、 784の1、784の2、785、787、789、 791、793、795から800まで、803、 805、806、807の2、808、812の2、 813の2、820、822、823、825、 826、828、830、832、834、836、 838、840、842、844、846の1、 846の2、847から854まで、 856から859まで、861、863、865、 873から875まで、877、879、880、 882、885、887、889、 891から895まで、897の1、897の2、 898、900、902、904、906の1、 907の1、909、910の1、910の2、 911、912の2、913、915、917、 920の1</p>
観音浦	<p>928の4、931、933、935、937の1、 939の1、939の2、941の1、942、 944、946、948、950の1、951の1、 953の1、955、956、956の1、957、 958、960から962まで、967の1、 967の3、971の1</p>
荒田	<p>983の1、985の1、986の1、987の1、</p>

993、995の1、996から1003まで、
1005から1011まで、1014の1、
1015から1023まで、1025、1027、
1029から1033まで、
1034の1から1034の4まで、1035、
1037、1039、1040の1、1041の1、
1043、1045の1、1046の1、
1046の3、1047の1、1047の2、
1048の1、1048の2、1049の1、
1049の2、1050の1、1050の2、
1052の1、1052の2、1053の1、
1053の2、1054の1、1054の2、
1055の1、1055の2、1056の1、
1056の2、1058の1、1058の2、
1063の1、1063の2、1064の1、
1064の2、1065の1から1065の4まで、
1066の1、1066の2、1067の1、
1067の2、1068の1、1068の2、
1069の1、1069の2、1070の1、
1070の3、1072の1、1073の1、
1073の2、1074の2、1076の1、
1076の2、1078、1079、1080の1、
1081の1、1082の1、1082の2、
1089、1095、1096、1097の1、
1097の2、1098から1100まで、1102、

	<p>1104から1108まで、1110、1112、 1114の1、1115の1、1116、1117、 1118の1から1118の3まで、1119の1、 1119の3から1119の5まで、 1120の1から1120の3まで、 1121の1から1121の3まで、1122、 1124の1、1124の2、1125の2、 1125の3、1126の2から1126の4まで、 1127の1から1127の3まで、 1128の1から1128の3まで、 1129の1、1130の1、1130の2、 1132、1134、1135、1137、1139、 1141から1146まで、1148</p>
原郷屋	<p>4051から4057まで、4058の3、4059、 4060、4061の2、4063から4076まで、 4084から4094まで、4095の1、 4095の2、4096から4099まで、 4100の1、4100の2、4101の1、 4101の2、4102から4105まで、 4106の1、4106の2、4107、 4108の1から4108の3まで、4109の1、 4109の2、4110から4120まで、 4150から4153まで、4154の1、 4154の4、4166、4167の1、 4167の3、4168、4169、4170の1、</p>

4 1 7 0 の 4、4 1 7 1、4 1 8 0 の 2、
4 1 8 1 の 2、4 1 8 2 から 4 1 9 7 まで、
4 1 9 8 の 1、4 1 9 8 の 2、
4 1 9 9 の 1 から 4 1 9 9 の 3 まで、
4 2 0 0 の 1 から 4 2 0 0 の 3 まで、
4 2 0 1 の 1 から 4 2 0 1 の 3 まで、
4 2 0 2 の 1 から 4 2 0 2 の 4 まで、4 2 0 3、
4 2 0 4、4 2 0 5 の 1、4 2 0 5 の 2、4 2 0 6、
4 2 0 7 の 1、4 2 0 7 の 3、4 2 0 7 の 4、
4 2 0 8 の 1、4 2 0 8 の 4、4 2 0 8 の 5、
4 2 0 9 の 1、4 2 0 9 の 3、4 2 0 9 の 4、
4 2 1 0 の 1、4 2 1 0 の 3、4 2 1 0 の 4、
4 2 1 1 から 4 2 2 2 まで、4 2 2 3 の 1、
4 2 2 3 の 2、4 2 2 9、4 2 3 0 の 1、
4 2 3 0 の 2、4 2 3 1、4 2 3 2、
4 2 3 8 から 4 2 4 6 まで、4 2 4 7 の 1、
4 2 4 7 の 2、4 2 4 8、4 2 4 9、
4 2 5 0 の 1 から 4 2 5 0 の 3 まで、
4 2 5 1 の 1 から 4 2 5 1 の 3 まで、
4 2 5 2 の 1 から 4 2 5 2 の 3 まで、
4 2 5 3 の 1 から 4 2 5 3 の 8 まで、
4 2 5 4 の 1、4 2 5 4 の 2、4 2 5 5 の 1、
4 2 5 6 の 1、4 2 5 6 の 2、
4 2 5 7 から 4 2 6 1 まで、4 2 6 2 の 1、
4 2 6 2 の 2、4 2 6 3 から 4 2 6 5 まで、

	<p>4 2 6 6 の 1、4 2 6 6 の 2、4 2 6 7 の 1、 4 2 6 7 の 2、4 2 6 8 の 1、4 2 6 8 の 3、 4 2 6 9、4 2 7 0、4 2 7 1 の 1、 4 2 7 1 の 3、4 2 7 2 の 1、4 2 7 2 の 3、 4 2 7 2 の 4、4 2 7 3 の 1、4 2 7 3 の 2、 4 2 7 3 の 4、4 2 7 4 の 1、4 2 7 4 の 3、 4 2 7 4 の 4、4 2 7 4 の 6、 4 2 7 5 から 4 2 8 3 まで、 4 2 9 6 から 4 2 9 9 まで</p>
上新田	<p>4 8 4 6 から 4 8 4 8 まで、4 8 4 9 の 1、 4 8 5 0 の 1、4 8 5 3 の 1、4 8 5 3 の 2、 4 8 5 4 の 1、4 8 5 4 の 2、4 8 5 5 の 1、 4 8 5 5 の 2、4 8 5 6 の 1、4 8 5 6 の 2、 4 8 5 7 の 1、4 8 5 7 の 2、4 8 5 8 の 1、 4 8 5 8 の 2、4 8 5 9 の 1、4 8 5 9 の 2、 4 8 6 0 の 1、4 8 6 0 の 3、4 8 6 1 の 1、 4 8 6 1 の 2、4 8 6 2 の 1、4 8 6 2 の 3、 4 8 6 2 の 4、4 8 6 3 の 1、4 8 6 3 の 2、 4 8 6 4 の 1、4 8 6 4 の 2、4 8 6 5 の 1、 4 8 6 5 の 2、4 8 6 6 の 1、4 8 6 7 の 1、 4 8 6 7 の 2、4 8 6 7 の 4、 4 8 6 8 の 1 から 4 8 6 8 の 6 まで、 4 8 6 9 の 1 から 4 8 6 9 の 3 まで、 4 8 7 1 の 1、4 8 7 1 の 3 から 4 8 7 1 の 5 まで、 4 8 7 3 の 1、4 8 7 3 の 3、4 8 7 3 の 4、</p>

4875の1、4875の3、4875の4、
4876の1、4876の3、4876の4、
4877の1から4877の3まで、
4878の1、4878の3、4878の4、
4879の1、4879の3、4879の4、
4881の1から4881の3まで、
4898から4901まで、4902の1、
4902の2、4903、4904、4909の1、
4909の2、4910から4924まで、
4925の1、4927の1、4928の1、
4929、4930、4931の1、4931の2、
4932、4933の1、4933の2、
4934から4945まで、
4952から4958まで、4959の1、
4959の2、4960から4962まで、
4966、4967の1、4974、
4979から4985まで、4986の1、
4986の2、4987から4991まで、
4992の1、4993の1、
4994から4996まで、4997の1、
4997の2、4998の3、4998の4、
4999から5005まで、5006の1、
5006の2、5007の1、5007の2、
5008から5010まで、5015、5026、
5027の1、5027の2、5028、

	<p>5029の1、5029の2、</p> <p>5030の1から5030の3まで、5031の1、</p> <p>5031の2、5032の1、5032の2</p>
道下	<p>5040の3、5041の1、5041の2、</p> <p>5042から5046まで、</p> <p>5047の1から5047の3まで、</p> <p>5048から5051まで、</p> <p>5060から5068まで、5069の1、</p> <p>5069の3、5069の4、5070の1、</p> <p>5070の3、5070の4、</p> <p>5071の1から5071の3まで、5072の1、</p> <p>5072の2、5072の4、5073の1、</p> <p>5073の3、5073の4、5073の6、</p> <p>5074から5081まで、5082の1、</p> <p>5082の3、5083の1、5083の3、</p> <p>5083の4、5084の1から5084の3まで、</p> <p>5085の1、5085の2、5085の4、</p> <p>5085の5、5086の1、5086の3、</p> <p>5086の4、5087から5090まで、</p> <p>5091の1、5091の2、</p> <p>5092から5095まで、5096の1、</p> <p>5096の2、5097の1から5097の3まで、</p> <p>5098の1、5098の3から5098の5まで、</p> <p>5099の1から5099の3まで、5104、</p> <p>5105、5106の1、5106の2、</p>

	<p>5 1 0 7から5 1 1 7まで、</p> <p>5 1 2 0から5 1 2 3まで、5 1 2 4の1、</p> <p>5 1 2 4の2、5 1 2 5から5 1 2 7まで、</p> <p>5 1 2 8の1、5 1 2 8の2、5 1 2 9</p>
下新田	<p>5 1 5 1、5 1 5 2の1、5 1 5 2の3、</p> <p>5 1 5 3の1から5 1 5 3の4まで、</p> <p>5 1 5 4から5 1 6 0まで、</p> <p>5 1 6 1の1から5 1 6 1の3まで、</p> <p>5 1 6 2から5 2 0 8まで、5 2 0 9の1、</p> <p>5 2 0 9の2、5 2 1 0から5 2 1 3まで、</p> <p>5 2 1 4の1、5 2 1 4の4から5 2 1 4の6まで、</p> <p>5 2 1 4の9、5 2 1 5の1、5 2 1 5の2、</p> <p>5 2 1 5の4、5 2 1 5の5、5 2 1 6の1、</p> <p>5 2 1 6の2、5 2 1 7から5 2 2 2まで、</p> <p>5 2 2 3の1、5 2 2 3の2、</p> <p>5 2 2 4の1から5 2 2 4の3まで、</p> <p>5 2 2 5の1から5 2 2 5の6まで、</p> <p>5 2 2 6の1、5 2 2 6の2、5 2 2 6の4、</p> <p>5 2 2 6の6、5 2 2 7から5 2 3 3まで、</p> <p>5 2 3 4の1から5 2 3 4の4まで、</p> <p>5 2 3 5の1から5 2 3 5の4まで、</p> <p>5 2 3 5の6、5 2 3 6から5 2 4 5まで、</p> <p>5 2 4 8から5 2 5 2まで、5 2 6 0、5 2 6 1、</p> <p>5 2 6 2の1から5 2 6 2の3まで、</p> <p>5 2 6 3の1から5 2 6 3の3まで、</p>

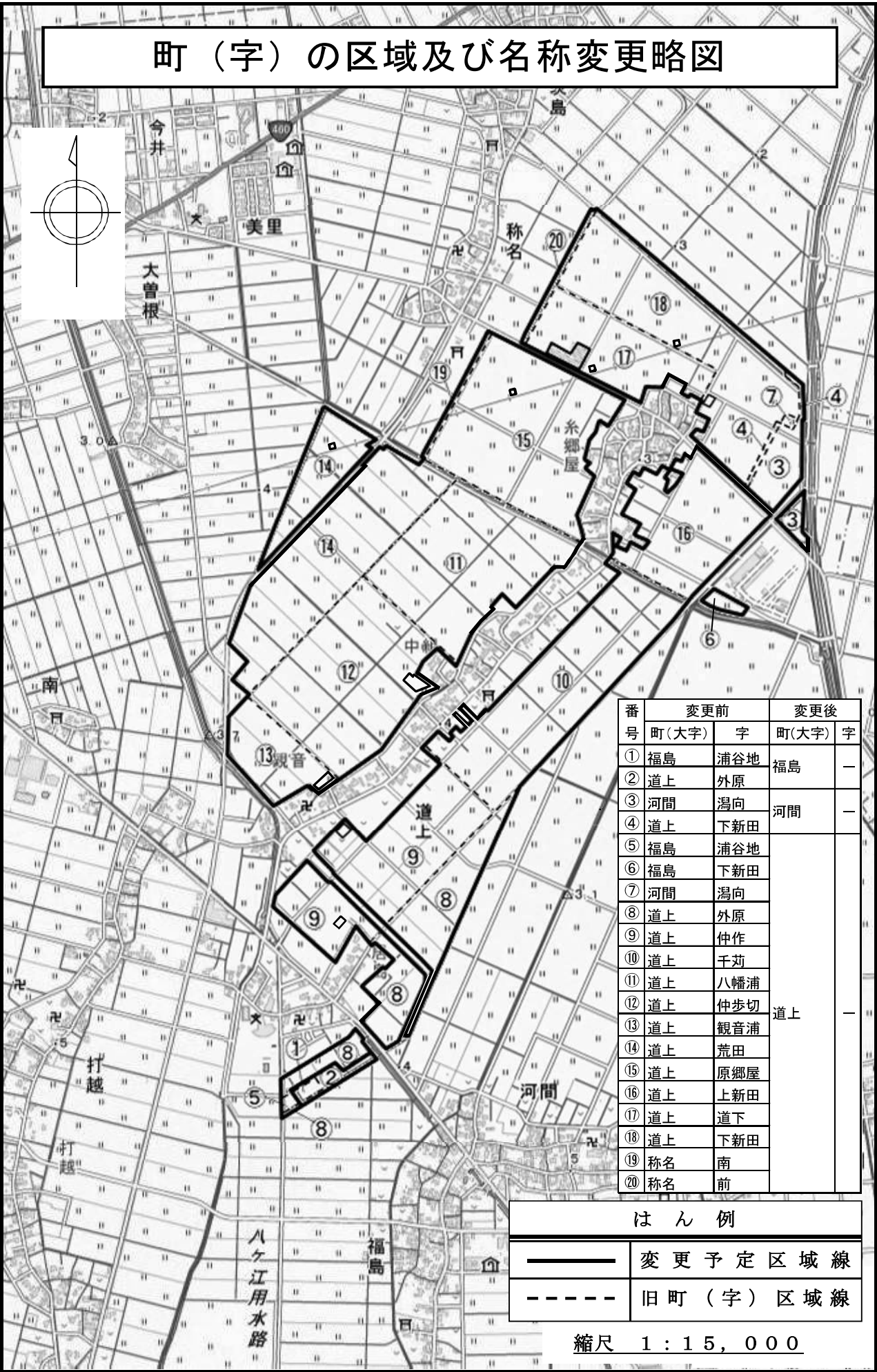
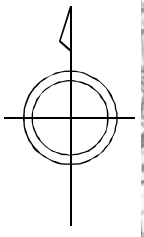
5 2 6 4から5 2 6 6まで、5 2 6 7の1、
5 2 6 7の2、5 2 6 8から5 2 8 7まで、
5 2 8 8の1、5 2 8 8の2、
5 2 8 9から5 2 9 2まで、5 2 9 3の1、
5 2 9 3の2、5 2 9 4の1から5 2 9 4の3まで、
5 2 9 5の1、5 2 9 5の2、
5 2 9 6の1から5 2 9 6の3まで、
5 2 9 7の1から5 2 9 7の3まで、5 2 9 8の1、
5 2 9 8の2、5 2 9 9の1から5 2 9 9の3まで、
5 3 0 0の1、5 3 0 0の2、5 3 0 1の1、
5 3 0 1の2、5 3 0 2、5 3 0 3、
5 3 0 4の1から5 3 0 4の3まで、
5 3 0 5の1、5 3 0 5の2、5 3 0 6の1、
5 3 0 6の6、5 3 0 7の1、5 3 0 7の2、
5 3 0 8の1から5 3 0 8の3まで、5 3 0 9の1、
5 3 0 9の2、5 3 1 0の1、5 3 1 0の2、
5 3 1 1の1から5 3 1 1の3まで、5 3 1 2の1、
5 3 1 2の2、5 3 1 3の1から5 3 1 3の3まで、
5 3 1 4の1から5 3 1 4の3まで、
5 3 1 5の1から5 3 1 5の4まで、
5 3 1 6から5 3 1 9まで、
5 3 2 0の1から5 3 2 0の3まで、
5 3 2 1から5 3 2 5まで、5 3 2 6の1、
5 3 2 6の3、5 3 2 7から5 3 3 1までの各一部、
5 3 3 2の1の一部、5 3 3 2の2の一部

道上字原郷屋 4 0 5 1、4 1 0 7、4 1 0 8 の 1 から 4 1 0 8 の 3 まで、
4 2 0 2 の 3、4 2 0 3、4 2 6 0、4 2 6 1 の地先の称名字南の道路である
公有地の全部

道上字道下 5 1 2 0 から 5 1 2 3 まで、5 1 2 4 の 1、5 1 2 4 の 2、
5 1 2 5 から 5 1 2 7 まで、5 1 2 8 の 1、5 1 2 8 の 2、5 1 2 9、
字下新田 5 1 5 1、5 1 5 2 の 1、5 1 5 2 の 3、
5 1 5 3 の 1 から 5 1 5 3 の 4 まで、5 1 5 4 から 5 1 6 0 まで、
5 1 6 1 の 1 から 5 1 6 1 の 3 まで、5 1 6 2 の地先の称名字前の道路である
公有地の全部

及び当該変更に伴う公有地を含む

町（字）の区域及び名称変更略図



番号	変更前		変更後			
	町(大字)	字	町(大字)	字		
①	福島	浦谷地	福島	—		
②	道上	外原	河間	—		
③	河間	湯向				
④	道上	下新田	道上	—		
⑤	福島	浦谷地				
⑥	福島	下新田				
⑦	河間	湯向				
⑧	道上	外原				
⑨	道上	仲作				
⑩	道上	千苅				
⑪	道上	八幡浦				
⑫	道上	仲歩切				
⑬	道上	観音浦				
⑭	道上	荒田				
⑮	道上	原郷屋				
⑯	道上	上新田				
⑰	道上	道下				
⑱	道上	下新田				
⑲	称名	南			河間	—
⑳	称名	前				

はん例

	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 15, 000

議案第 118 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 2 年 12 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
巻東町	家掛	199 の 1 から 199 の 3 まで、 200 から 220 まで、 222 から 225 まで、227 から 231 まで、 232 の 1、232 の 4、233 の 1、233 の 4、 234 の 1、234 の 4、261 の 1、261 の 2、 262 から 265 まで、277 から 293 まで、 294 の 1、294 の 2、295 から 300 まで、 301 の 1、301 の 2、302 の 1、302 の 2、 303 の 1、303 の 2、326 から 360 まで、 361 の 1、361 の 2、362 から 410 まで、 411 の 2、412 の 2、413、 415 から 426 まで、428 から 430 まで、 431 の 1、431 の 2、432 の 1、432 の 2、	巻東町

	<p>4 3 3 の 1、4 3 3 の 2、4 3 4 から 4 4 1 まで、 4 4 2 の 1 から 4 4 2 の 4 まで、4 4 3、4 4 4、 4 4 5 の 1、4 4 5 の 2、4 4 6 から 4 6 8 まで、 4 7 0 から 4 7 2 まで、4 7 6 から 4 7 8 まで</p>
宮ノ前	<p>4 7 9 から 5 0 1 まで、5 0 2 の 1、5 0 2 の 2、 5 0 3 の 1 から 5 0 3 の 5 まで、 5 0 4 から 5 0 6 まで、5 0 7 の 1、5 0 7 の 2、 5 0 8 から 5 3 4 まで</p>
普請田	<p>5 3 5、5 3 6 の 1、5 3 6 の 2、5 3 7 の 1、 5 3 7 の 2、5 3 8、5 3 9、5 4 0 の 1、 5 4 0 の 2、5 4 1 の 1、5 4 1 の 2、 5 4 2 の 1 から 5 4 2 の 4 まで、 5 4 3、5 4 4 の 1 から 5 4 4 の 4 まで、 5 4 5 の 1 から 5 4 5 の 1 0 まで、 5 7 1 から 5 8 2 まで、5 8 3 の 1、5 8 3 の 2、 5 8 4、5 8 5 の 1、5 8 5 の 3、5 8 6 の 1、 5 8 6 の 3、5 8 8 の 1、5 8 8 の 3、5 9 9 の 2、 5 9 9 の 5、5 9 9 の 7、6 0 0 の 1、6 0 0 の 3、 6 0 1 の 1、6 0 1 の 4、6 0 2 の 1、6 0 2 の 4、 6 0 3、6 0 4、6 0 5 の 1、6 0 5 の 4、 6 0 6 の 1、6 0 6 の 4、6 0 7、6 1 7 の 1、 6 1 8 の 1、6 1 9、6 2 0 の 1、6 2 1 の 1、 6 2 2 の 1、6 2 3 の 1、6 2 4 の 1、6 2 5、 6 2 6 の 1 から 6 2 6 の 5 まで、 6 2 7 から 6 3 4 まで、6 3 5 の 1、6 3 5 の 4、</p>

	<p>636の1、636の4、637の1、637の4、 640の1、640の4、641の1、641の4、 642の1、642の4、645の2、647の1、 647の3、648から662まで</p>
道上	<p>663の1、663の2、664の1、664の2、 665の1、665の2、666の1、666の2、 667、668の1、668の2、669の1、 669の2、670、671、672の1、 672の2、673の1、673の2、674の1、 674の2、675、676、677の1、 677の2、678の1、678の2、679、 680、681の1、681の2、682の1、 682の2、683、684の1、684の2、 685の1、685の2、686の1、686の2、 687の1、687の2、688の1、688の2、 689の1、689の2、690の1、690の2、 691の1、691の2、692の1、692の2、 693の1、693の2、694の1、694の2、 695の1、695の2、696の1、696の2、 697の1、697の2、698から708まで、 712から726まで、728の1、729</p>
雲市	<p>730から735まで、738から746まで、 747の1から747の3まで、 748から750まで、 751の1から751の3まで、752の1、</p>

752の2、753から758まで、
759の1から759の8まで、760、
761の1、761の2、762の1、762の2、
763、764の1から764の3まで、765、
766の1から766の3まで、
767から769まで、770の1、770の2、
771、772、773の1、773の2、
774の1、774の2、775、776、
777の1、777の2、778の1、778の2、
779、780、781の1、781の2、
782の1、782の2、783の1、783の2、
784の1、784の2、785、786、
787の2、788の1、788の2、789の1、
789の2、790の1、790の2、791の1、
791の6、792の1から792の3まで、793、
794の1、794の2、795の1、795の2、
796、797、798の1、798の2、
799の1、799の2、800、801の1、
801の2、801の4、802の2、804、
805、808、809、812、819の1、
819の4、819の5、821の1、821の4、
821の5、822の1、822の4、822の5、
825の1、825の4、825の5、826の1、
826の4、826の5、829の1、829の4、
829の5、830の1、830の2、830の4、

	<p>831の1、832の1、832の2、833の1、 833の2、834の1、834の2、835の1、 835の2、836の1、836の2、837の1、 837の2、838、839、840の1、 840の2、841の1、841の2、842、 843の1、843の2、844の1、844の2、 845の1、845の2</p>
小寺潟	<p>846の1から846の3まで、846の8、 846の10、846の12、847、848、 849の1、849の4、850の1、850の4、 851の1、851の4、852の1、852の4、 853の1、853の4、854の1、854の4、 855の2、856の4、860の1、860の4、 861の1、861の4、862の1、862の4、 863の1、863の4、864の1、864の4、 865の1、865の4、866の1、866の4、 867の1、867の3、868から926まで、 927の1、927の2、928の1、928の2、 929の1、929の2、930の1、930の2、 931から939まで、940の1、940の2、 941から951まで、952の1、952の2、 953の2、954の2、955の2、956の2、 957の2、958の1、958の2、959の1、 959の2、960の1、960の2、961の1、 961の2、962の1、962の2、963の1、</p>

	<p>963の2、964の1、964の2、965の1、 965の2、966の1、966の2、967の1、 967の2、968の1、968の2、969の1、 969の2、970の1、970の2、 971から1009まで</p>
狐島	<p>1010から1050まで、 1051の1から1051の3まで、 1052から1075まで、1076の1、 1076の2、1077の1、1077の2、 1078の1、1078の2、1079の1、 1079の2、1080の1、1080の2、 1081から1090まで、1091の1、 1091の2、1092の1から1092の3まで、 1093、1094の1、1094の2、1095、 1096、1098の1、1098の2、 1099から1125まで、 1126の1から1126の3まで、1127、 1128、1129の1から1129の3まで、 1131、1132、1134から1155まで、 1156の1、1156の2、 1157の1から1157の4まで、1158、 1159、1160の1、1160の2、1161</p>
島三畝	<p>1162から1228まで、1229の1、 1229の2、1230から1247まで、 1248の1、1248の2、1249の1、</p>

	<p>1 2 4 9 の 2、1 2 5 0 から 1 2 6 4 まで、</p> <p>1 2 6 5 の 1、1 2 6 5 の 2、</p> <p>1 2 6 6 から 1 2 7 5 まで</p>
道東	<p>1 2 7 6 の 1 から 1 2 7 6 の 3 まで、</p> <p>1 2 7 7 から 1 3 0 1 まで、1 3 0 2 の 1、</p> <p>1 3 0 2 の 2、1 3 0 3 の 1 から 1 3 0 3 の 4 まで、</p> <p>1 3 0 4、1 3 0 5 の 1、1 3 0 5 の 2、</p> <p>1 3 0 6 の 1、1 3 0 6 の 2、1 3 0 7、</p> <p>1 3 0 8 の 1、1 3 0 8 の 3、1 3 0 9 の 1、</p> <p>1 3 0 9 の 2、1 3 1 0 の 1、1 3 1 0 の 2、</p> <p>1 3 1 1 の 1、1 3 1 1 の 2、1 3 1 2 の 1、</p> <p>1 3 1 2 の 2、1 3 1 3 の 1、1 3 1 3 の 2、</p> <p>1 3 1 4 の 1、1 3 1 4 の 2、1 3 1 5 の 1、</p> <p>1 3 1 5 の 2、1 3 1 6 の 1、1 3 1 6 の 2、</p> <p>1 3 1 7 の 1、1 3 1 7 の 2、1 3 1 8 の 1、</p> <p>1 3 1 8 の 2、1 3 1 9 の 1、1 3 1 9 の 2、</p> <p>1 3 2 0 から 1 3 2 5 まで、1 3 2 6 の 1、</p> <p>1 3 2 6 の 2、1 3 2 7、1 3 2 8、1 3 2 9 の 1、</p> <p>1 3 2 9 の 2、1 3 3 0 の 1、1 3 3 0 の 2、</p> <p>1 3 3 1 の 1、1 3 3 1 の 2、1 3 3 2 の 1、</p> <p>1 3 3 2 の 3 から 1 3 3 2 の 5 まで、1 3 3 3 の 1、</p> <p>1 3 3 3 の 2、1 3 3 4 から 1 3 3 6 まで、</p> <p>1 3 3 7 の 1、1 3 3 7 の 2、</p> <p>1 3 3 8 から 1 3 4 6 まで、1 3 4 7 の 1、</p> <p>1 3 4 7 の 2、1 3 4 8、1 3 4 9、1 3 5 0 の 1、</p>

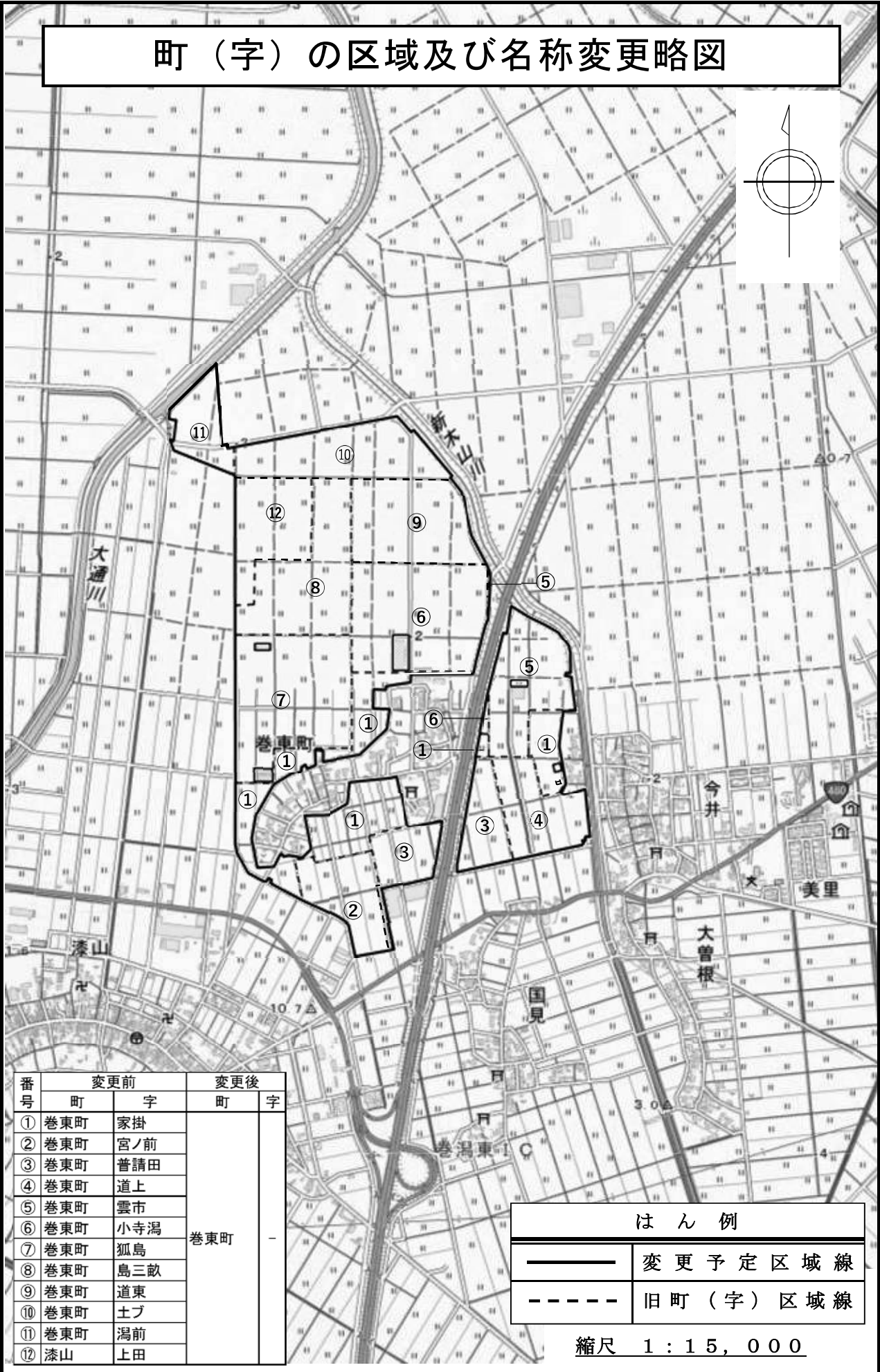
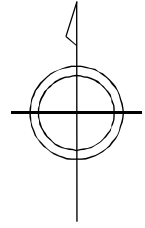
	<p>1350の4、1351の1、1351の2、 1352の1、1352の2、1353、1354、 1355の1、1355の2、1356の1、 1356の2、1357、1358、1359の1、 1359の3、1360の1、1360の2、 1361の1、1361の2、1362の1、 1362の2、1363の1、1363の2、 1364の1、1364の2、1365の1、 1365の2、1366の1、1366の2</p>
土ブ	<p>1367から1369まで、1370の1、 1370の2、1371の1、1371の2、 1372から1377まで、1378の1、 1378の2、1379、1380の1、 1380の2、1381の1、1381の2、 1382の1、1382の2、1383の1、 1383の2、1384の1、1384の2、 1385の1、1385の2、1386の1、 1386の2、1387の1、1387の2、 1388の1、1389の1、1391の1、 1392から1410まで、1411の1、 1412の1、1413の1、 1414から1418まで、1419の1、 1419の2、1420の1から1420の5まで、 1421の1から1421の5まで、 1422から1424まで、1425の1、</p>

		<p>1 4 2 5 の 2、1 4 2 6 から 1 4 3 0 まで、</p> <p>1 4 3 1 の 1、1 4 3 2 の 1、1 4 3 3 の 1、</p> <p>1 4 3 4 から 1 4 4 2 まで、1 4 4 3 の 1、</p> <p>1 4 4 3 の 2、1 4 4 4、1 4 4 5 の 1、</p> <p>1 4 4 5 の 2、1 4 4 6 から 1 4 5 2 まで、</p> <p>1 4 5 3 の 1、1 4 5 4 の 1、1 4 5 5 の 1、</p> <p>1 4 5 6 から 1 4 6 2 まで、1 4 6 3 の 1、</p> <p>1 4 6 3 の 2、1 4 6 4 の 1、1 4 6 4 の 2、</p> <p>1 4 6 5 から 1 4 7 0 まで、1 4 7 1 の 1、</p> <p>1 4 7 2 の 1</p>
	<p>潟前</p>	<p>1 4 7 4 の 1 から 1 4 7 4 の 3 まで、1 4 7 5、</p> <p>1 4 7 6、1 4 7 7 の 1、1 4 8 0 の 1、</p> <p>1 4 8 0 の 2、1 4 8 1 の 1、1 4 8 1 の 2、</p> <p>1 4 8 2 の 1、1 4 8 3 の 1、</p> <p>1 4 8 4 から 1 5 0 2 まで、1 5 0 3 の 1、</p> <p>1 5 0 3 の 2、1 5 0 5 の 1、1 5 1 5 の 1、</p> <p>1 5 1 5 の 2、1 5 1 6 の 1、1 5 1 7 の 1、</p> <p>1 5 1 8 の 1、1 5 1 9 から 1 5 2 2 まで</p>
<p>漆山</p>	<p>上田</p>	<p>9 5 6 9 から 9 5 8 6 まで、9 5 8 7 の 1、</p> <p>9 5 8 7 の 2、9 5 8 8 から 9 5 9 0 まで、</p> <p>9 5 9 1 の 1、9 5 9 1 の 2、9 5 9 2、9 5 9 3、</p> <p>9 5 9 4 の 1、9 5 9 4 の 2、9 5 9 5 の 1、</p> <p>9 5 9 5 の 2、9 5 9 6 の 1、9 5 9 6 の 2、</p> <p>9 5 9 7 から 9 6 2 7 まで、9 6 2 8 の 1、</p> <p>9 6 2 8 の 2、9 6 2 9 の 1、9 6 2 9 の 2、</p>

	9 6 3 0から9 6 4 1まで、9 6 4 2の1、 9 6 4 2の2、9 6 4 3の1、9 6 4 3の2、 9 6 4 4、9 6 4 5、9 6 4 6の1、9 6 4 6の2	
--	--	--

及び当該変更に伴う公有地を含む

町（字）の区域及び名称変更略図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	巻東町	家掛	巻東町	-
②	巻東町	宮ノ前		
③	巻東町	普請田		
④	巻東町	道上		
⑤	巻東町	雲市		
⑥	巻東町	小寺湯		
⑦	巻東町	狐島		
⑧	巻東町	島三畝		
⑨	巻東町	道東		
⑩	巻東町	土ブ		
⑪	巻東町	湯前		
⑫	漆山	上田		

はん例	
	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 15, 000

議案第120号

当せん金付証票の発売について

令和3年度において、当せん金付証票を総額5,000,000千円の範囲内で発売するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 2 1 号

財産の取得について

次の財産を買い入れるものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	財産の表示	数量
建 物	1 棟の建物の表示 新潟市江南区曾野木 1 丁目 2 2 番 木造 2 階建	取得する床面積 6 9 9 . 5 4 平方メートル

議案第122号

契約の変更について

平成30年度議案第78号をもって議決を経て締結した「主要地方道新潟中央環状線整備事業のうち北陸自動車道跨道橋の事業の施行に関する工事委託」にかかる委託契約金額を次のように変更するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

「993,492,000円」を「891,350,000円」に改める。

議案第 1 2 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北地区コミュニティセンター	新潟市北区名目所 3 丁目 1 1 2 9 番地	北地区コミュニティセンター管理運営委員会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第124号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山 4丁目2番6号	新潟市木戸地域コミュニティ協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
新潟市シルバーピア石山	新潟市東区石山 団地10番13号	シルバーピア石山管理運営委員会	
新潟市中地区コミュニティセンター	新潟市東区松和 町15番8号	東山の下地区コミュニティ協議会	
新潟市はなみずきコミュニティハウス	新潟市東区はなみずき1丁目1 5番12号	牡丹山小学校区コミュニティ協議会	
新潟市東石山コミュニティハウス	新潟市東区岡山 149番地6	東中野山小学校区コミュニティ協議会	

新潟市山の下ま ちづくりセンタ ー	新潟市東区古川 町4番12号	山の下まちづくりセ ンター管理運営委員 会
新潟市臨空船江 会館	新潟市東区船江 町2丁目11番 3号	臨空船江会館管理運 営委員会

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北部総合 コミュニティセ ンター	新潟市中央区稲 荷町 3 5 1 1 番 地 1	北部総合コミュニテ ィセンター管理運営 委員会	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市東新潟コ ミュニティセン ター	新潟市中央区東 万代町 9 番 1 号	東新潟コミュニテイ センター管理運営委 員会	
新潟市駅南コミ ュニティセンタ ー	新潟市中央区米 山 4 丁目 1 2 番 2 0 号	駅南コミュニテイセ ンター管理運営委員 会	
新潟市白新コミ ュニティハウス	新潟市中央区白 山浦 2 丁目 1 8 0 番地 3	鏡淵小学校区コミュ ニティ協議会	
新潟市関屋コミ ュニティハウス	新潟市中央区関 屋田町 4 丁目 5 6 6 番地 1	関屋コミュニテイハ ウス管理運営委員会	

新潟市寄居コミュニティハウス	新潟市中央区西大畑町617番地	新潟地区コミュニティ協議会
新潟市上山コミュニティハウス	新潟市中央区網川原2丁目1番15号	上山コミュニティハウス管理運営委員会
新潟市二葉コミュニティハウス	新潟市中央区古町通13番町5148番地2	二葉コミュニティハウス管理運営委員会
新潟市白山コミュニティハウス	新潟市中央区本町通1番町168番地2	白山コミュニティハウス管理運営委員会

議案第126号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市小杉地区 コミュニティセ ンター	新潟市江南区小 杉3丁目11番 26号	小杉地区コミュニテ ィセンター管理運営 委員会	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで
新潟市亀田地区 コミュニティセ ンター	新潟市江南区亀 田新明町1丁目 2番3号	亀田地区コミュニテ ィセンター管理運営 委員会	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

議案第 1 2 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田あけぼの会館	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	環境をサポートする株式会社きらめき	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市荻川コミュニティセンター	新潟市秋葉区 中野5丁目1番50号	荻川コミュニティ振興協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
新潟市小合地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区 小戸下組22番地1	小合地域コミュニティ協議会	まで
新潟市金津地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区 古津597番地	金津コミュニティ振興協議会	
新潟市小須戸まちづくりセンター	新潟市秋葉区 小須戸120番地1	小須戸コミュニティ協議会	
新潟市小須戸地区ふれあい会館	新潟市秋葉区 矢代田35番地	山の手コミュニティ協議会	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第129号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市坂井輪コミュニティセンター	新潟市西区小針西1丁目12番12号	坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
新潟市西コミュニティセンター	新潟市西区内野上新町11810番地	西内野コミュニティ協議会	
新潟市青山コミュニティハウス	新潟市西区青山6丁目16番20号	青山小学校区コミュニティ協議会	
新潟市五十嵐コミュニティハウス	新潟市西区上新栄町4丁目5番68号	五十嵐小学校区コミュニティ協議会	

議案第130号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川地域 コミュニティセ ンター	新潟市西蒲区旗 屋701番地2	西川地域コミュニテ ィ協議会	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで
新潟市中之口地 区コミュニテイ センター	新潟市西蒲区中 之口626番地	中之口地区コミュニ テイ協議会	
新潟市角田地区 コミュニティセ ンター	新潟市西蒲区角 田浜1815番 地1	角田地区コミュニテ ィ協議会	

議案第 1 3 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市潟東ゆう 学館・新潟市潟東 地区公民館	新潟市西蒲区巻 甲 5 4 6 5 番地 4	株式会社関越サービ ス	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 132 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市歴史博物館，旧新潟税関庁舎等，新潟市文化財旧小澤家住宅	新潟市中央区西堀前通六番町 8 9 4 番地 1	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市大江山農村環境改善センター	新潟市江南区細山401番地	大江山地区コミュニティ協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
新潟市木津地域研修センター	新潟市江南区木津5丁目6番8号	木津地域研修センター管理委員会	まで

議案第134号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新保地域 研修センター	新潟市秋葉区新 保1747番地	新保地域研修センタ ー管理委員会	令和3年4月1日か ら
新潟市鎌倉地域 研修センター	新潟市秋葉区鎌 倉273番地1	鎌倉地域研修センタ ー管理委員会	令和8年3月31日 まで

議案第135号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
石油の世界館	新潟市西蒲区巻 甲5465番地 4	株式会社関越サービ ス	令和3年4月1日か ら 令和6年3月31日 まで

議案第136号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市巻ほたるの里公園，新潟市ほたるの里交流館	新潟市西蒲区福井4067番地	株式会社福井開発	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市芸術創造 村・国際青少年セ ンター	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

議案第138号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
豊栄さわやか老人福祉センター、北区豊栄健康センター	新潟市中央区八千代1丁目3番1号	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第 139 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
亀田東児童館	東京都豊島区東池袋 1 丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

議案第140号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人福祉センター 一横雲荘	新潟市江南区横 越中央1丁目1 番1号	横越コミュニティ協 議会	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

議案第141号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津育ちの森	新潟市秋葉区程島2009番地	特定非営利活動法人 ヒューマン・エイド 二十二	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
小須戸老人福祉センター	新潟市西蒲区巻 甲5465番地 4	株式会社関越サービス	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第 1 4 3 号

指定管理者の指定について

次の通り指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市白根斎場	富山県富山市奥田 新町 1 2 番 3 号	株式会社宮本工業 所	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

議案第144号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
いこいの家楽友 荘	新潟市西蒲区巻 甲5465番地 4	株式会社関越サービ ス	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで
いこいの家月寿 荘	新潟市西蒲区巻 甲5465番地 4	株式会社関越サービ ス	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで
老人福祉センタ ー白寿荘	新潟市西蒲区巻 甲5465番地 4	株式会社関越サービ ス	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

議案第 1 4 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川社会 福祉センター	新潟市西蒲区称 名 8 2 5 番地	社会福祉法人新潟南 福社会	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 146 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市巻ふれあい福祉センター	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第147号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
西川高齢者ふれあいセンター	新潟市西蒲区称名825番地	社会福祉法人新潟南福社会	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
いこいの家西川 荘	新潟市西蒲区巻 甲5465番地 4	株式会社関越サービ ス	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで
いこいの家得雲 荘			
いこいの家蛭雪 荘			

議案第149号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
中之口老人福祉センター	新潟市北区松潟 1510番地	社会福祉法人愛宕福 社会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日 まで

議案第150号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	新潟市東区紫竹5丁目10番60号	旭ビル管理株式会社	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案 151 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田清掃センター附属休憩所，新潟市亀田清掃センター附属運動公園	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	きらめき・日建緑地 共同企業体	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 152 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市万代島多 目的広場	新潟市西区善久 772番地2 新潟日報社黒埼 本社ニュースセ ンター2階	万代島多目的広場に ぎわい創出委員会	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
松浜町住宅, 栄町住宅, 法花鳥屋住宅, 桃山町第1住宅, 桃山町第2住宅, 秋葉通住宅, 藤見町第1住宅, 藤見町第2住宅, 新藤見住宅, 中山住宅, 物見山第1住宅, 物見山第2住宅, 船江町住宅, 石山住宅, 平和台住宅, 松島住宅, 新石山住宅, 大山台住宅, 石山第1住宅, 石山第2住宅, 松浜町住宅駐車場, 法花	新潟市中央区八千代1丁目4番16号	大成有楽・三愛ビル管理共同企業体	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

鳥屋住宅駐車場, 桃
山町第 1 住宅駐車
場, 桃山町第 2 住宅
駐車場, 秋葉通住宅
駐車場, 藤見町住宅
駐車場, 藤見町第 1
住宅 A 棟 1 階駐車
場, 藤見町第 1 住宅
A 棟 2 階駐車場, 藤
見町第 1 住宅 B 棟
駐車場, 藤見町第 2
住宅駐車場, 新藤見
住宅駐車場, 中山住
宅駐車場, 中山住宅
第 2 駐車場, 物見山
第 1 住宅駐車場, 物
見山第 2 住宅駐車
場, 船江町住宅駐車
場, 石山住宅駐車
場, 平和台住宅駐車
場, 新石山住宅駐車
場, 新石山住宅第 2
駐車場, 大山台住宅
駐車場, 石山第 1 住

宅駐車場, 石山第2			
住宅駐車場			

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
関屋大川前住宅, 川岸町住宅,日和山 住宅, 稲荷町住宅, 二葉町住宅,二葉町 第2住宅,西湊町通 1ノ町住宅,西湊町 通2ノ町住宅,窪田 町住宅,古町みなと 住宅,シルバーハウ ジング早川町住宅, 宮浦住宅, 明石住 宅, 汐見台住宅, 曾 野木住宅, 亀田東町 住宅, 亀田大月住 宅, 亀田向陽住宅, 新津新栄町住宅, 新	新潟市中央区上 大川前通9番町 1268番地2	株式会社新潟ビル サービス	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

金沢町住宅, 新津田
島住宅, 中新田住
宅, 西島住宅, 小須
戸文京町住宅, 小須
戸本町住宅, 小須戸
大川前住宅, 新鯨潟
住宅, 寺尾第3住
宅, 大野藤山住宅,
内野駅前住宅, 小針
第1住宅, 小針第2
住宅, 小針住宅, 小
針ヶ丘住宅, 小針西
住宅, 巻1区住宅,
天神町住宅, 巻1 2
区住宅, 巻1 3区第
1住宅, 巻1 3区第
2住宅, 巻1 3区第
3住宅, 赤鎔住宅,
前田住宅, 関屋大川
前住宅駐車場, 川岸
町住宅駐車場, 日和
山住宅駐車場, 稲荷
町住宅駐車場, 二葉
町住宅駐車場, 二葉

町第2住宅駐車場,
西湊町通1ノ町住
宅駐車場,西湊町通
2ノ町住宅駐車場,
窪田町住宅駐車場,
古町みなと住宅駐
車場,シルバーハウ
ジング早川町住宅
駐車場,汐見台住宅
駐車場,曾野木住宅
駐車場,曾野木住宅
第2駐車場,亀田大
月住宅駐車場,亀田
向陽住宅駐車場,新
津新栄町住宅駐車
場,新金沢町住宅駐
車場,新津田島住宅
駐車場,中新田住宅
駐車場,西島住宅駐
車場,小須戸文京町
住宅駐車場,小須戸
本町住宅駐車場,小
須戸大川前住宅駐
車場,新鯨潟住宅駐

車場, 内野駅前住宅 駐車場, 小針第1住 宅駐車場, 小針第2 住宅駐車場, 卷1区 住宅駐車場			
---	--	--	--

議案第 155 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白山公園駐車場	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 開発公社	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで
鳥屋野交通公園	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 開発公社	令和 3 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

議案第156号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
石宮公園地下自 転車駐車場	新潟市中央区東 堀前通六番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで

議案第157号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月2日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田駅前 地域交流センター 一，亀田駅前地域 交流センター自 転車等駐車場	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和3年4月1日か ら 令和8年3月31日 まで